

患者さんと医師の
未来のために

医師の働き方改革

公益社団法人 鳥取県医師会
鳥取県医療勤務環境改善支援センター
【略称:勤改センター】【鳥取県・鳥取労働局委託事業】

ニクいね! おお! 無料!

☎0857-29-0060

FAX.0857-29-1578

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

休所日 土・日・祝日・国民の休日、夏季休業(8/13～15)、
年末年始(12/29～1/3)

〒680-0055 鳥取県戎町317 鳥取県医師会館内
E-mail: kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

ホームページもご覧ください▼

<https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c>



患者さんと医師の未来のために

医師の *innovation* 働き方改革

公益社団法人 鳥取県医師会
鳥取県医療勤務環境改善支援センター

勤務環境の改善は
安定した地域医療に
繋がります

- 経営の改善
- 地域医療の持続的発展
- 患者満足度の向上
- 医療の質の向上
- 医療スタッフの定着・モチベーションUP



医師の働き方改革を進めることは 医師・患者さんの双方にとって 重要なことです



医師にとってのメリット

- 勤務間インターバルの確保により必要な休息がとれる。(宿直明けは昼までに帰宅できる)
- タスクシフト/シェアの推進により、医師でなければできない仕事に集中できる

患者さんにとってのメリット

医師の健康が確保されることで…

- さらに安心・安全な医療が受けられる
- 質の高い医療が受けられる



働き方改革は、職場の全員が主人公です。

いまの働き方の何を大事にし、何を見直して行くべきか、
年代や職種を越えてみんなで話し合えば、
職場の文化は変えていくことができます。

医療を未来へつなぎ、そして守り続けるために、
それぞれの医療機関で働き方改革を進めていきましょう。



01 | 基本的な労働法制について

！医師も労働者であり、労働基準法が適用されます。

※雇用されている勤務医の場合

労働時間とは、使用者(※)の指揮命令下に置かれている時間のことです。

※使用者… 労働条件の決定、労務管理、業務における指揮命令などを行う立場にある人
(所属医療機関の院長等に限らずこれらの立場にある診療科長等を含む。)
… 使用者は、労働時間を適正に把握し、管理する適正把握義務があります。

！ 診療前の準備や後処理(診療前後のカルテ確認、申し送り等)の時間も労働時間にあたります。

02 | 宿日直許可について

！宿直は労働時間に含まれるのでしょうか？

- 宿直中の手待ち時間も、原則は労働時間になります。
- 医療機関が労働基準監督署による宿日直許可を受けている場合は、その宿日直に携わる時間は規制の対象となる労働時間には含まれません(※)。
※許可の範囲で労働時間に関する規定の適用がなくなりますが、許可を受けた宿日直中に通常の勤務時間と同様の業務に従事する時間については、許可の効果が及ばず、労働基準法の適用があります。

！宿日直許可の有無により取り扱いが異なるため、 勤務している医療機関での取り扱いを確認しましょう。

【宿日直許可基準の概要】

- 常態として、ほとんど労働する必要のない勤務であり、通常の労働の継続ではないこと
- 問診等による診察(軽度の処置を含む)等、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること
- 夜間に十分睡眠が取り得ること
- 通常と同じような業務がまれにあっても、一般的にはほとんど労働することがない勤務である場合は、許可は取り消されない



03 | 研鑽について

研鑽は労働時間に含まれるのでしょうか？

まずは勤務している医療機関での研鑽の取り扱いを確認しましょう

【研鑽に当たるものの具体例】

- 診療ガイドラインや新しい治療法等の勉強
- 学会・院内勉強会等への参加や準備、専門医の取得・更新に係る講習会受講等
- 宿直シフト外で時間外に待機し、手術・処置等の見学を行うこと

上司の指示の下で行われる場合は、労働時間となります。

04 | 労働時間について

労働時間に上限はあるのでしょうか？

まずは自分の労働条件がどうなっているのかを確認しましょう

【36協定で定められる内容】

- 時間外・休日労働を行う業務の種類
- 延長することができる上限時間(1ヶ月・1年)
- 休日労働の上限回数 など



診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A 水準	臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準	960 時間
連携 B 水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860 時間 (各院では960時間)
B 水準	地域医療の確保のため	1,860 時間
C-1 水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860 時間
C-2 水準	高度な技能の修得のため	1,860 時間

※月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)

2024年4月



新しい医師の働き方のルールが始まります！



地域医療を守るための
医師の労働時間の
特別ルール



長時間勤務の中でも
勤務医の
健康を守るための
ルール

勤務医の健康を守るための新ルール

医師への面接指導のルールが新しく設けられます。

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師には、面接指導が実施されます。

面接指導では、所定の講習を受けた面接指導実施医師が、睡眠や疲労の状況を確認します。面接指導の結果、休息が必要と認められる場合には、医療機関の管理者により必要な就業上の措置が講じられることとなります。



長時間勤務時にも適切な休息を確保するためのルールが設けられます。

十分な休息時間(睡眠時間)を確保するため、医師の勤務間のインターバルのルールが設定されます。

心と体の健康を守るためには、前日の勤務から翌日の勤務までの間、連続した休息期間を確保し、仕事から離れることが重要です。このため、この勤務間インターバルのルールでは、休息時間を細切れに取ることは認められていません。



現場を支える副業/兼業のために

大学病院や市中病院等からの医師派遣が、地域の医療を支えているという側面があります。

そのため、日本では多くの勤務医が複数の医療機関で働いています。



シフトを組むためにも、勤務予定も事前に自己申告することが望ましいでしょう。

- 副業や兼業先での労働時間・勤務先・勤務内容などを、主に勤務している医療機関に対して事前に自己申告することが望ましいでしょう。
- 受け入れ先の医療機関においても、派遣された医師の労働時間を適正に把握する必要があります。

チームメンバーがお互いの仕事を把握するきっかけとなり、困ったときにも助け合える第一歩になります。

自分の仕事内容をそれぞれの勤務先に共有して、突然の自分の欠勤にも対応できるような「助け合える」体制を整えてもらう必要があります。

タスク・シフト/シェア

すべての医療専門職が、それぞれの専門性を活かし、パフォーマンスを最大化することが大切です。



専門性を活かした効率化が進めば、より質の高い医療提供にもつながります。

特定行為研修を受けた看護師は、手順書により、医師の判断を待たずに特定行為を実施することができます。

※特定行為とは、診療の補助のうち、行為・判断の難易度が共に相対的に高い、法令で定める38行為を指します。

- たとえば…
- 直接動脈穿刺法による採血（動脈血液ガス分析）
 - 中心静脈カテーテルの抜去
 - 経口用気管チューブの位置の調整
 - 硬膜外カテーテルによる鎮痛薬の投与及び投与量の調整
- 特定行為研修終了者は年々増加しています



特定行為研修修了者以外にも、多職種のタスク・シフト/シェアが進んでいます。

- たとえば…
- 臨床検査技師…病棟や外来での採血業務
 - 薬剤師…病棟や手術室での薬剤の管理、薬物療法に関する説明
 - 医師事務作業補助者等…診断書等の書類の下書き、症例データの登録、患者さんの搬送

